

統計委員会 国民経済計算部会
第5回議事録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

統計委員会 国民経済計算部会（第5回）
議事次第

日時：平成21年8月5日（水）16:00～17:42

場所：中央合同庁舎4号館11階 共用第1特別会議室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 国民経済計算に関する諮問事項について
- (2) その他

3. 閉 会

○吉川部会長 それでは、定刻ですので「統計委員会 国民経済計算部会（第5回）」を開会いたします。

本日は、舟岡委員、橋本専門委員、深尾専門委員が御欠席です。

また、オブザーバーとして、関係府省と日本銀行の御出席をいただいております。

内閣府の7月の人事異動がありましたので、簡単に御紹介させていただきます。

経済社会総合研究所の私市総括政策研究官。

国民経済計算部の豊田部長。

また、統計委員会担当室から乾室長にも出席いただいております。

議事に入る前に、お手元の資料を確認させていただきます。

議事次第、座席表、資料1～5を配付しております。欠けておりましたら御連絡ください。

いつものように御発言される場合には、机上のネームプレートを立てていただければ幸いです。ネームプレートが立っている方を順次指名させていただくことにさせていただきます。

それでは、審議に入ります。

本日の審議については、4月に内閣府から国民経済計算の作成基準の変更について諮問され、関連して、これまで専門委員会等も開催されておりますので、お手元の議事次第にありますように、このような諮問事項について本日は審議を行います。

まず、4月に行われました諮問について、事務局から資料1及び2の御説明をお願いします。

○企画調査課長 それでは、資料1、資料2をごらんいただきたいと思います。

本日は、かなり手続的あるいは事務方からの報告的な面が強いと思いますが、御協力のほどよろしく願いいたします。

まず、資料2でございますが、先般4月に内閣府の方から統計委員会にお願いをいたしました諮問文でございます。

内容といたしましては、ここの表題にございますように、国民経済計算の作成基準の変更についてという諮問内容でございます。

ちなみに2月に、委員の皆様方におまとめいただきました諮問の内容につきましては、資料2の7ページ以降に付いております。

また、御議論を踏まえた形で、答申のときにいろいろと整理させていただいたものが最後のページということで、意見としてとりまとめさせていただき、また、2枚目には今後の課題ということで、改正時期、諸課題への対応といったペーパーをおまとめいただきました。

今回は、こうした作成基準につきまして、更に変更をお願いするための諮問ということでございます。

資料2の3ページ目をお開きいただきたいと思います。内閣府側の今回の諮問の趣旨

ということでございます。

1にございますが、国民経済計算の作成基準というところを整理しておりますが、国民経済計算における作成基準の趣旨、それから統計委員会との関係をそこで整理させていただいております。

今回、2に書いてございますように、諮問の趣旨、意見を求める事項といたしましては、昨年度とりまとめでいただきました答申を踏まえて作成基準を作成いたしました。その作成基準につきまして見直しを行うことが必要ということで、下に①～④にございます幾つかの課題を踏まえて、現行の作成基準の変更について統計委員会に意見を求めるものということでございます。

まず、1つ目は、08SNA等、国連におきまして採択されました新たな基準に向けた国際動向への対応。

2つ目は、3月に閣議決定いたしました基本計画に盛り込まれております各課題への対応、それから3つ目といたしましては、平成22年秋以降に公表されています平成17年基準改定の対応、それから4つ目といたしましては、今般の作成基準に係る審議の過程で明らかとなりました基礎統計の利用、それから国民経済計算の基礎統計との連携といった課題についての検討ということで、意見を求める事項を整理させていただいております。

5ページ目に今回の課題と、少し具体的な内容と、それから作成基準中の関係事項に関する対応表を整理させていただいております。

スケジュールといたしましては、平成17年基準改定の対応、それから年次推計等の抜本的な見直しの対応等を円滑に行う観点から、来年度、平成22年中を目途に答申をいただければとお願いしております。

ただし、平成17年基準につきましては、推計の方針等について、早目に決める必要がございますので、特に早急な対応が必要となり、一部の課題につきましては、意見の大枠を整理した中間とりまとめを21年度、今年度前半に行うことを求めるということになっております。今回の計算部会、まさに中間とりまとめをお願いしているということでございます。

5ページ目をお開きいただきますと、具体的には、後ほど個別の進捗状況でお話しいたしますが、08SNAの導入に当たりましては、各課題といたしまして、非金融資産の測定、金融に関する課題、政府・公的部門に関する課題、それから海外に関する課題。

ストック関係でございますが、こちらの方は、現在、減耗が簿価になっておりますが、その時価評価の話。

それから、推計方法といたしまして、恒久棚卸法（PIM）による推計の導入、そうしたものについての課題でございます。

具体的にはPIMの導入、固定資本ストックマトリックス、それから固定資本マトリックスの整備、固定資本減耗の時価評価、自社開発ソフトウェアの資本形成の計上、育成試算の仕掛品在庫の計上等がございます。

3つ目といたしまして、F I S I Mの導入ということで、本系列への導入、それから四半期推計における導入の在り方。

公的部門の分類の見直し、それから財政統計の整備といたしましては、08SNAの判断基準に即した公的部門の分類の見直しや、政府財政統計の充実がございます。

基礎統計の関係といたしましては、非常に重要な経済センサスー活動調査に関連する年次推計等の抜本の見直しということで、平成28年実施予定の経済センサス活動調査の体系に適合した年次推計、確報と言われるものでございますが、そうした推計方法の確立、基礎統計の整備も勘案し、SUT、サプライ・ユース・テーブルの検討やコモ法の見直しを含むということでございます。

また、24年実施の経済センサス活動調査の結果の利用法、それから基準年をどうするかといったところの見直しといったところも御審議いただきたい点として諮問をお願いしたところでございます。

以上が内閣府といたしまして、統計委員会に諮問をお願いした件でございます。

資料1にお戻りいただきまして、この諮問を4月に統計委員会に諮問いたしまして、同日で国民経済計算部会に付議をされたということでございます。

そして、随時、国民経済計算部会におきまして審議し、答申案を作成し、そして審議状況は統計委員会に報告するというようになっております。

(4)といたしまして、国民経済計算における答申案に基づき統計委員会で答申を行う。

(5)といたしまして、内閣府は答申を受け、作成基準を定め公示する。これが今後の一連の流れになっております。

3といたしましては、今回の諮問の調査審議は、統計委員会に諮問する際に内閣府がお願いしております諸課題について答申することを目的とするということで、開催のお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○吉川部会長 どうもありがとうございました。それでは、以下、今回の諮問に関する検討状況と、これらに関連する専門委員会の開催状況について、内閣府から御説明をお願いして、それで私どもは議論することなんです。お手元の資料3というのが検討状況で、今、御説明いただいた資料2の右下の小さな数字の5ページを見ていただくと、意見を求める事項ということで左側に課題が5つあるわけですが、これについて1つずつ今日の部会で議論していきたいと思っております。

それぞれの項目について、事務方から資料3に基づいて説明していただいて、専門委員会の検討状況等を説明していただいて、それで我々は議論するという形で、言ってみれば、資料3が幾つかの項目が挙がっているんですが、それをばらして、項目ごとに議論する、そういうやり方でいきたいと思っております。

では、まず、08SNAの導入です。これについて課長から御説明いただけますか。

○企画調査課長 まず、1つ目の08SNAの導入ということでございます。資料3の諮

問事項の検討状況についてというペーパーをごらんいただきたいと思います。

資料の構成といたしましては、まず、課題の内容、検討状況ということで整理させていただいておまして、真ん中にくくってありますのが、3月に閣議決定いたしました基本計画における該当記述ということでございます。

その下に今後の見通しということで、一連の課題について整理させていただいております。

まず、現状、08SNAの導入でございますが、AEGの論文、それから大きな課題が44課題ということで、何回かお示しさせていただきましたけれども、その全統合推奨案につきましては、今、暫定訳を作成済みということでございます。

そして、ごく一部ではあります、ストック専門委員会におきまして、非金融資産の一部の課題、具体的には土地改良、内容といたしましては、土地を自然の土地と土地改良とに分けて整理をすべきと、そうした課題について検討状況を3月に報告いたしました。

土地改良につきましては、土地を生産資産として扱う、そういう観点から対応すべきではないとする御意見とか、それから土地改良は基準年を定めて、それ以降の分を改良する整理が現実的ではないか、そういった御議論がストック専門委員会で行われました。

これらの意見を踏まえて、引き続きほかの課題を含め検討を進めているところでございます。

今後の見通しにつきましては、まだまだほかに課題も多うございますが、現在、国連の方で冊子を準備しているということで、恐らく来月には冊子ができると思われま。

先生方にも、有識者といたしまして、是非何人かの先生にはお手伝いいただこうかと思っておりますが、翻訳作業を進めてまいりたいと思っております。来年度ぐらいまでかけて準備してまいりたいと思っております。

また、こうした作業とともに、当然のことながら、自主的な作業ということで、各種課題を検討整理し、特に非金融資産に係るものから段階的に、平成22年度中に審議・答申に間に合うように国民経済計算部会におきまして、報告を行いたいと思っております。

具体的には、これまでの93SNAですとか、そうしたときの導入を踏襲する形で、課題ごとに推奨されている内容の概要ですとか、それから、現行との比較という観点から93SNAでの扱いの概要ですとか、それから現状の推計方法の概要、そして導入に当たる課題の概要ですとか、検討の概要、タイミングといったところを順次整理してまいりたいと思っております。

次のページ、当然ながら93SNAから08SNAにアップデートするということがありますので、ほかの統計にも関係するというところでございますので、特に産業連関表にも関係する事項については、その検討と連携しつつ、その他の課題を含めて、恐らくは次々回の基準改定での導入を図ることを検討したいと思っております。

簡単ではあります、以上でございます。

○吉川部会長 では、御意見はございますでしょうか。

よろしいですか。では、もし、最後にもう一度何か御意見がありましたら、そのときにも言っていただく機会もありますので、本日、議題がかなりありますので、続きまして、ストック統計等の整備についての議論に移りたいと思います。

まず、この問題について、ストック専門委員会の開催状況を御説明いただきたいと思います。

○企画調査課長 それでは、恐縮ですが、資料4をごらんいただきたいと思います。

専門委員会の審議状況ということで、2回開催してございます。ストックにつきましては、2に書いてございます。第2回ストック専門委員会ということで、3月に開催されました。先ほど先取りして少し概要を申し上げましたが、内容といたしましては、新たな資本統計の整備、インハウスソフトウェアの計上、それから育成資産の仕掛品の在庫の推計方法、見直し等について、内閣府から推計方法等の状況を説明し、委員から資本減耗に関する研究の報告がございました。

それから、インハウスソフトウェアの計上、育成資産の仕掛品在庫の推計方法については、おおむね妥当ということで御意見を賜りました。これらの課題について、委員からの意見を踏まえ、今後更に検討を進めるということをされました。

2つ目の○ですが、08SNAの非金融資産の課題20、先ほど言及したところでございますが、土地改良について検討し、土地を生産資産として扱うこと等から対応すべきではないとする意見や、土地改良は基準年を決めて、それ以降の分を計上する整理が現実的との意見がございました。

上と同様に、これらの意見を踏まえて、引き続きほかの課題を含め検討を進めることとされたところでございます。

以上です。

○吉川部会長 1つだけ、今の御説明で資料4の一番下の○ですが、土地を生産資産として扱うこと等から対応すべきではないとする意見、この御意見をもう少しわかりやすくかみ砕いて説明していただくと、趣旨はどういうことなんですかね。

○国民資産課長 資産課長でございます。ここの現行の整理に関しましては、土地改良分を固定資本形成、フローの方で積上げ、ただ、それをストックの方につなぐところで、その係数をカウント、これまではしている。その部分に関しての土地で積み上がっていく部分を、従来、ほかの資産と同じような形での整理、フローで積上げ、ストックで受けてという部分に関してのつながりを他のその資産と同じような形で扱うということの整理にしていきたい。

ちょっと冒頭で従来そうしていると言ってしまったかもしれませんが、従来は、そのところのフォローは、その意味の積上げにはなっていない。フローというか、土地改良分です。そういう状態だったんだけど、そこを今後は、そのフローで積上げ、それから土地の方は自然の土地という形で、オリジナルのところは、全く価値がないのかもしれないけれども、周辺の土地が値上がりするとか、キャピタル・ゲインに相当するよう

な部分ですけれども、そういう部分が出てくると、この土地の部分も徐々に金額で乗ってくる。ただ、それをずっとよくよく考えてみると、ゼロからのそういう積上げのものになっていくというところで、どこかで切っておかないと、その評価自体が非常に比較が難しいような状態になってくるというので、意見としては、先ほど基準年を決めてどこかで切ろうという意見があったというのは、例えば明治の初めで切ろうとか、戦後で切ろうというところから出発するルールを決めたらいいんじゃないかという意見も出ていたということとか、そういう状態でした。

○吉川部会長 どうもありがとうございました。では、高木先生。

○高木委員 この書き方は確かに少し変で、生産資産、土地改良そのものについては、生産資産としても決しておかしくないという意見は一方でありました。

もう一方では、やはり例えば土地を自然な土地と土地改良と分けるわけですが、基準がはっきりしないと、例えばさかのぼれば全部自然の土地になってしまうかもしれないという問題があるわけですね。ですから、そういうこともあって、その変の取扱いが、普通の資産とは、やはり差があるだろうと、そういう意味合いですね。ですから、この結果は、ちょっと問題かもしれない。それでいいですね。

○吉川部会長 高木先生から、ほかの点についても、専門委員会のあれで補足していただく必要は特にございませんか。先ほどの事務方の説明でよろしいでしょうか。

○高木委員 議題が多いですから、最後にもっていきましょう。

○吉川部会長 では、再度資料3でもう一度事務方から、この問題について。

○企画調査課長 恐れ入りますが、資料3に戻っていただきまして、3ページ目になります。2といたしまして、固定資本減耗の時価評価や恒久棚卸法（P I M）による推計の導入等ストック統計等の整備ということでございます。

課題の内容・目標といたしましては、ここにかなり細かいんですが、基本計画の別添におきまして、具体的に措置、方策等書かれてございます。これを今、着実に事務方としても作業し、また、専門委員会でも御議論いただいているというところでございます。

検討状況でございますが、上記諸課題につきましては、一部、外部に調査研究ということで、生産勘定の抜本的改善及び長期時系列データ開発に関する研究。それから、新たな資本統計のR & Dに関する調査研究を委託しまして、有識者の何人かの先生方にも知見を得つつ検討を進めているところでございます。

2つ目の○でございますが、これが先ほど申し上げた2点でございます。

1つ目は、自社開発ソフトウェアの資本形成の話。2つ目は、育成資産の仕掛品在庫についての推計についてでございます。

いずれの推計方法につきましても、前回のストック専門委員会におきまして説明いたしまして、おおむね妥当とされたということでございます。

推計方法の概要といたしましては、①でございますが、自社開発のソフトウェア、これはなかなか統計的な制約もあり、コスト積上げという評価で自社開発に取り組む労働者の

人件費をベースにして推計する。投入リソースをいかにして図るかということを中心にしております。国勢調査とか労働力調査によりまして、システムエンジニア、それからプログラマー等のソフトウェアの専門労働者の人数を推計したりとか、あるいは彼らの労働時間を推計し、そして賃金につきましては、賃金行動基本調査、産業連関表にとりましてから賃金それから労働コスト、例えば社会保険料を含む形で推計する。

それから、あと産業連関表等によりまして、非労働コストを推計するという形で推計することをお示しいたしました。

次の4ページ目になりますが、育成資産につきましては、現行の推計方法と申しますのは、育成資産の生産量に一定の在庫変動率をかける。常にプラスの値をかけて、一定率をかけて求めているということですが、より精密に計算するというので、成長率、育成ですので成長するわけですが、各期の生産量が成長率と廃棄量の差というようなところの観点から、徐々に出荷されてくることに関しまして注目し、種苗それから花き・花木類の品目別に、実際の花きの出荷量、それから今、申し上げました成長率、それから廃棄率、これをした統計を使いまして、過去にさかのぼった形で逆算して遡及推計して一連の時系列データを求めるというような推計方法でございます。これについても、基本的に御了承を得たということでございます。

次の○でございますが、P I Mの導入、それから固定資本ストックマトリックス、それから固定資本マトリックスの整備、固定資本減耗の時価評価につきましては、先ほどの調査研究におきまして進んでいる作業の目的、方針につきまして報告するところでございます。

今後の見通しということですが、ソフトウェアと育成資産の計上については、来年の初めまで、具体的に推計いたしまして、国民経済計算部会に報告いたしまして、実際の基準改定におけるコモ推計に計上していく形で反映していきたいと思っております。

また、2つ目の○でございます。P I Mの導入、それからストックマトリックス等の整備、それから減耗の時価評価につきましては、引き続き研究を進めていきまして、その前提となります長期のフローの時系列データを入手して試算を行って、時期的には来年度早期までにこの部会に報告した上で基準改定の推計作業に反映したいと、このようなスケジュール感でおります。

以上です。

○吉川部会長 ありがとうございます。では、以上、専門委員会の御報告、それから作業の進捗状況につきまして、ストック統計、委員の皆様方の御意見、御質問をいただけたらと思います。

作間委員、どうぞ。

○作間委員 先ほど土地改良についての議論を聞いていて介入しようかと思ったんですけども指名していただけませんでした。

経済土地改良というのは、フローとしては資本形成に属しております。でも、それを積

上げて資本にするということには行っていないで、調整勘定で次の期には土地に戻ってしまうというのが、現在の取扱いです。そこを変えようという趣旨だということはわかるんですけども、このペーパーに書いてあることでは、何が正確に提案されているのかよくつかめない部分があります。

要するに、土地改良を積み上げて資本ストックにしようという趣旨なのか、生産資産というのは生産された資産という意味ですけども、これは資本という意味なのか、あるいは資本ではなく、もう一つの類型をつくろうという意図なのか、このペーパーだけではどうも判断し難いと思います。

いずれにしても、この提案の内容はともかくとして、ペーパーの書いた範囲で考えても非常に疑問がある提案かと思うんです。土地改良という明示的な手段を使わなくても土地の価値というのは、経常的な生産価値等によって上がったり、下がったりするものです。農業で土地を利用するとき、その利用の仕方が適切なものであるかどうかによって土地の価値というのは大幅に変わってしまいます。

そうすると、もともと土地は資本だという意見もあり得る。でも、それだとどこから土地改良をどういう手段で積み上げていくのかというのは根本的な問題になって、結局ろくな統計はできやしないだろう。ある国は、この年から先を土地改良を資本とする、ほかの国はそうじゃないようにするという事になったら、比較可能性もまるでないような統計をつくってしまいかねないと危惧しますので、ペーパーで判断する限り極めて疑問のある提案かという趣旨のことを、この国民経済計算部会の体制というのは、自分の所属していない検討委員会に意見を申し上げることは非常に難しいので、この場を借りて発言します。

○吉川部会長 まず、高木委員、それから門間委員、よろしくお願いします。

○高木委員 今、作間委員から質問がありましたように、まさにそこところが紛糾して、委員会でももめていたところなんです。要するにこういうふうにならぬ土地と、土地改良と分ける意味がどこにあるのか、そういうことで今後検討していくと一言で言うと、それが今の段階です。

○門間委員 これはある程度根本的な質問になってしまうんですけども、GDPフローの価値というのは、基本的には市場で取引される、あるいは市場取引価格が合理的に推定されるものについて集めて集計すると考えられているもののわけですけども、そうだとすると、ストックについても市場価格が存在する、ないしそれを合理的に推定できるということではないものについて、資本の価値があるんだと考えるべき根拠というのは、そもそもあるんでしょうかということなんです。幾ら手間暇かけて改良したように見えても、それが改良なのか改悪なのか、それは市場が決めるべき話であって、価値が付かないものはあくまでもゼロであると考えた方がいいかという議論がどの程度あったのかということをお教えください。

○高木委員 市場価格との関係では、実は今のお話のような議論はなくて、むしろ資本減耗の簿価時価のそっちで議論していて、土地改良についてはその議論はなかった。

○吉川部会長 門間委員のお話は、実は土地改良だけではなくて、普通の設備投資や何かについても同じようなことがあるんでしょうし、調整勘定というのがそこであるわけですが、いずれにしましても、ほかの委員の方、このストック統計について御意見あるいは御質問とかがございましたらお願いします。

○野村委員 作間先生のお話の中で、土地は資本であるかという中で言えば、資本であるということにはだれも合意しない人はいないと思いますが、その中で、生産資産であること、生産された資産であるか、非生産資産であるかというところの区別の中で難しい議論が100年以上前から存在しているんだと思うんですけども、今回のことでいきますと、生産された資産として、まず、ストック委員会の中で議論されたことをクリアにすべきだというお話がありましたので、私の認識している限りにおいては、土地改良に関して、生産資産として扱うべきではないかということも議論したという結果であります。それが書き方がおかしかったかもしれませんが、そのように書かれているんだろうと思います。

いろいろと難しい部分、その定義の問題、いつ基準年にするか、現実的には基準とする時点を設けないと、ほぼできないんだろうという議論もございましたし、あるいは土地改良の部分が積み重なったときに、現在の時価である土地の価格のうちのどの部分が土地改良の価格を反映しているのかという問題もございまして、識別の問題もあって難しいということは大きな議論になりました。

しかしながら、現状として、例えば今の土木建設として入っているものの中にも土地改良として地盤をならしたようなものは分離されておらずに、統計としてはもう既に入っているわけです。かなりの部分、土地改良として分離しているものは、それだけが分離して扱われたものにすぎませんので、金額としては、土木建設全体から見ますと、それほど大きくはないんです。そういう意味では、包括的な形として入れるべきだろうと、私自身は思っておりますし、そこには減価償却が生じるということになるということの理解として、今のところ整理されているということであると思います。これ以上に、もう少しデフレーターとの関係の中で、価格評価の問題はもう少し具体的に議論していくべきだと思います。

○吉川部会長 事務局はよろしいですか。この点については、高木委員が先ほど言われたとおり、今、議論のあったようなことが問題としてアイデンティファイされているので、今後その点を継続審議するということですね。

よろしいでしょうか。そうしましたら、今、議論があったわけですが、まさにそれを踏まえて専門委員会で更に議論を続けていただくということですね。

では、そういうことで、次に公的部門分類の見直し、財政統計整備について御説明と議論をしたいと思います。

これに関しても財政・金融専門委員会の開催状況を、まず、御説明いただきます。

○企画調査課長 それでは、資料4をごらんいただきたいと思います。

1で第2回財政・金融専門委員会、先週行われたばかりでございますが、平成21年7月31日に開催されたということでもあります。

簡単にとりまとめておりますが、公的部門分類の見直しにつきましては、内閣府からその方向性やシミュレーション結果、国際動向等を説明いたしまして、今回の提示案は国際基準に準拠したものであり、評価できるとする意見がございました。

一方、分類の安定性、連続性にも留意すべきとの御意見、それから金融の売上基準をもう少し整理すべきとの御意見、それから社会保障基金については、OECD等における基準を参考にすべきとの御意見がございました。

次回につきましては、9月目途を予定しておりますが、財政・金融専門委員会でこれらの意見を踏まえた検討（案）を内閣府で説明してもらい、意見をとりまとめることとされたところでございます。

以上です。

○吉川部会長 藤井先生の方から何か補足していただくことはありますか。

○藤井委員 ございません。

○吉川部会長 では、続いて資料3の該当箇所について、これも事務方からお願いします。

○企画調査課長 5ページ目をお開きいただきたいと思います。公的部門分類の見直し、財政統計整備というところでございます。

課題の内容・目標でございますが、基本計画における該当記述につきましては、先ほど申し上げましたとおり、別表において具体的な施策としてとりまとめるというところでございます。

具体的には、公的部門の分類については、総務省を始め、各関係府省等の協力を得て、93SNAの改定で示された判断基準に即して格づけを見直すとともに統一化を図るところでございます。

また、下の2つ目ですが、政府財政統計について、いわゆるGFSということでございますが、総務省を始め、関係府省等の協力を得て、主要項目について推計及び公表するように取り組む。

下の欄に行きますと、中央政府の項目については、現在、国民経済計算の推計作業で収集しているデータをCOFOG、政府支出の機能別分類の2けた分類に分類し、地方政府の項目については地方財政状況調査の分類と対応が取れる項目の整備や取れない項目の推計方法について検討し、2けた分類による政府支出推計を行うということで、決定の項目を知るところでございます。

検討状況といたしましては、先週専門委員会が開催されまして、内閣府から見直しの方向性を報告させていただいたところでございます。主な意見は、先ほどお話しさせていただいたところでございます。

見直しの方向性を少し整理させていただきました。まず、1つ目のポツでございますが、公的分類、民間部門の区分に、いわゆる政府による所有と支配のところでございますが、これにつきましては、方向性といたしまして、国際基準により忠実に、所有による支配またはその他の根拠による支配のいずれかが認められれば、公的分類に分類というような

ころをお示しさせていただきました。

その中でも支配の有無の判断指標は08SNAで示された指標ベースに考えていこうということでございます。

2つ目のポツでございますが、一般政府・非営利部門、そして法人企業部門の区分につきまして、いわゆる市場性の有無という基準になるわけでございますが、こちらの方向性といたしましては、08SNAや各国の取扱いを勘案し、経済的に意味のある価格か否かの判断の際には、原則売上高が生産費用の50%を上回っているか、否かを基準とするという方向を示させていただきました。

6ページ目をごらんいただきたいと思います。社会保障基金の定義というところですが、現行の私どもの基準では、給付と負担がリンクしないという基準を採用しておりますが、この点につきまして、社会保障基金の必要条件からも外し、①としまして政府による賦課・支配。②として社会の大きな部分をカバーするかどうか。③として強制的加入・負担のすべてという3つの基準を示しまして、すべてに該当する社会保障制度を社会保障基金とする。

次のポツですが、公的金融機関の定義。国際基準との整合性を向上させるため、法人企業部門に分類された機関のうち、売上高の50%以上が、1つは金融仲介活動、2つ目は補助的金融活動のいずれかによるものである機関を金融機関に分類するという方向性を示させていただきました。

今後の見通しでございますが、先ほど申し上げましたように、9月ごろ次回の委員会を開催予定でございまして、上記の意見を踏まえた形で検討案を作成し、部会に報告させていただこうかと思っております。

その結果、コモ推計に具体的に反映し、計上していくということになるかと思っております。

また、2つ目の○でございますが、このような国民経済計算における検討、対応の内容につきましては、産業連関表の検討の場にも説明する予定でございます。

最後ですが、GFS、政府財政統計、それからCOFOG、政府支出の機能別分類につきましては、来年度の予定で内閣府の検討結果を国民経済計算部会に報告する予定でございます。

以上でございます。

○吉川部会長 それでは、どなたからでも御質問、御意見をどうぞ。

まず、門間委員からどうぞ。

○門間委員 質問なんですけど、例えば売上高基準で公的部門を組み替えた場合とか、その次の社会保障基金の定義を拡充した場合に、具体的にどういうものが新しく公的部門に入ってきて、それがどのぐらいのインパクトを持つのかということのイメージを教えてくださいなと思います。

○吉川部会長 では、初めに皆さんに質問出させていただいて、後で事務局から答えていた

だくことにして、それでは、野村委員、作間委員、大守委員の順番でお願いします。

○野村委員 私も2点だけ質問なんですけれども、全体の整合性を取るという形の観点なんですけど、これの見直しを始めると、一般政府イコール政府サービス生産者という擬制みたいなものが崩れることになっていいことだと思うんですけども、そうすると、政府部門と産業の完全なクロスファイされたような形になっていく。その中で焦点とするのは、民間から公的企業もありますが、公的企業から一般政府に変わっていくことによって、資本形成でいきますと、固定資本の減価償却が変わってくる、GDPも変わってきてしまうという中で、私の第一の質問は、非サービス業において、今は教育とか公務とか、それだけを政府サービス生産者としているんでしょうけれども、非サービス業において公的企業から一般政府に変わるものがあるのかどうか。財ですらあり得るとは一応SNAの中に書いていると思うんですが、ただ、この定義を適用したときにそれがどうなるかというのが1点です。

第2番目の質問は、これはSNAに書かれて、ここの部分で書いていないのかなと思うんですが、1つの機関とか1つの特別会計の中における勘定を分離したりしなかったりしているんですけども、その基準。例えば1つの疑問なんですけど、造幣局は、今、名前が変わったかもしれませんが、そこの中の特別会計の中には、非市場財と市場財をつくっている両方の部門があり、それを統合してしまうと、公的企業に属してしまうけれども、もし分離すれば、コインをつくっているところは一般政府に入るかもしれないという形の中での識別の基準なんですけど、そこら辺ももし議論がありましたら教えていただければと思います。

○作間委員 国民経済計算調査会議自体は、私の関わってきた問題ですので、その面から発言させていただきますけれども、93SNAの日本における実施においては、公的部門、民間部門の区分がSNAの規定に反していたわけです。それはペーパーに書かれておりだと思えます。

所有と支配と資料3に書いてありますけれども、支配基準が根底的にあって、所有基準というのは、それに従属する基準だと見ておいた方がいいと思うんですけども、要するに50%超の所有をしていれば、支配をすることは必然的であるけれども、その50%の所有がなくても支配することは可能であるということを確認した上で、正確にSNAの規定を公的部門、民間部門の格づけにおいて実施する方向が国民経済計算調査会議の議題に打ち出されているわけですけども、2つ問題があると思えます。

1つは、郵政会社のように新たに生じた問題に関しては、93SNAに従って大体適切な区分が行われていると思えます。どこまで厳密かということ、少し疑問のある面もあるんですけども、要するに新たに部分格づけの検討があったような問題に関しては的確に対応している。

もう一つの問題というのは、過去に格づけが行なわれた問題をいつ手直しするのかという問題があるわけです。

例えば郵政会社は、勿論SNAの規定に従って公的企業であるわけです。巷間言われているような民間企業ではないわけですが、国鉄が民営化されてJR各社ができたときに、日本のSNA統計では一斉に民間企業にしてしまった。間違っただけでSNAを適用したわけでは、いつか直さなければならないと思っているんですけれども、どのタイミングでどのように直すのかということは検討されているのかどうかということを知りたいと思います。それが1点目。

2点目は確認なんですけれども、資料3の5ページの最後に書いてあることは、これは非市場性をEU基準で判定するという意味であって、非営利性を無視するという事ではないですね。これは確認です。

もう一点は、わかっていることかと思いますが、金融機関の定義で売上高の50%という意味不明の表現があって、売上をどう定義すればよいかということについては極めて疑問である制度単位であることは明らかでありまして、そうすると、ほかの基準は考えているのかどうかということを知りたいと思います。

○大守委員 意見を1つ申し上げたいんですが、かなり表層的な話ではあるんですけれども、一般政府の部門別プライマリーバランスの数字というのは、世の中が注目している財政赤字の概念とはちょっと違う概念でありまして、債務の継承とか負債の継承とか、そういうものを移し替えたものを調整して財政再建の目標を議論しているような数字になるということで、SNAが注目される数字を直接には出してはなくて、資料に載っている数字を足し算、引き算してくれれば、その数字が出ますというのは、やや不親切であって、簡単には調整済みの数字と一緒に載せるとか、あるいは移し替えは調整勘定として処理をするとか、あるいはもう少し長期的には、世の中が求めるものと定義が違うということはどうなのかということで、国際的な基準づくりの問題提起をしていくということも必要ではないかと思えます。

以上です。

○吉川部会長 大守先生からの御意見でしたが、ほかの委員の皆様方からは、おおむね質問であったかと思いますが、事務局からよろしいですか。

では、まず、事務局からコメントをいただきたいと思えます。

○国民支出課長 まず、初めに門間委員からいただきました、基準を変えた場合にどれぐらい部門の変化があるか、どれぐらいが公的部門に入ってくるかという御質問でございましたが、余り個々の機関について申し上げますと、ボリュームがありますので、それは割愛をいたしますが、先週開きました専門委員会でお示しいたしましたシミュレーションの結果によりますと、かなり部門の分類に変更が生じます。

特に独立行政法人は、今の我々の分類では、かなり民間の産業ですとか、あるいは民間非営利になっているものがございますが、そういったものは、新しく所有や支配というところを見ますと、いずれも公的部門に入ってくるということで、今回のシミュレーションの結果では、かなり大きな変化が生じているところでございます。

ただ、いただいた御意見を踏まえて、また、もう少し基準等を見直す中で、最終的にどうなのかというところは、また、9月以降にお示しできればと思っております。

それから、野村委員からいただいた2点目を先に申し上げますと、勘定の分類をどういう基準でやるかということでございますが、これについては実は議論がありまして、職業安定供給特別会計で、米と麦が別々の勘定になっておりまして、今回、事務局からお示ししたものでは、それを分けて、現状のSNAの分類でも、その勘定は分けて部門分類しておりますが、今回のシミュレーションの結果でも、それを分けてお示しいたしました。

それによると、一方は市場性があると、もう一方は市場性がないということになったんですが、それをめぐって、それは合わせた方がいいのか、分けた方がいいのかという議論もありました。

結論は、実はそこで意見が分かれていたものですから出ておりませんので、少し事務局でまた整理をして考え方をお示しできればと思っております。

それから、1点目、非サービス業で公的企業から一般政府に移るものがどれぐらいあるかということですが。

○吉川部会長 今、全部わからなければ、後刻、個別に。

○国民支出課長 では、個別にお答えいたします。

作間委員からいただきました1点目、過去に部門分類をしたもの、それを見直す場合に、どういうタイミングで手直しするかということでございますが、基本的に、今回、考え方を見直して分類が変わったものにつきましては、次の基準改定の際に、過去にさかのぼって直すということを考えております。したがって、1980年まで遡及して分類を見直すということになります。

ただ、1980年まで同じタイミングで一気に遡及できるかというところは、事務方の実務的な作業負担等を考えて、少し期間を分けて対応するというにはあるかと思いますが、いずれにしても、一貫して80年までは遡及して見直すということを考えております。

それから、EU基準、売上高、市場性の判断のところ、非市場性をEU基準で判断することかという点については、そのとおりでございます。

3点目、金融の売上というところ、ここはやはり委員会でも議論がございました。我々のお示ししたシミュレーションでは、金融機関の売上としては、要は調達コストとそれを運用して得た運用益、その差分としてそれを売上高とみなして計算いたしました。果たしてそれがいいかどうかというところもやや事務局としても疑問は持っておりますし、そもそも金融機関かどうかという判断は、ほかのところも考えるべきではないかという意見もございましたので、もう少し事務局で精査をしたいと考えております。

それから、大守委員からの御意見は、それも承りまして、今後の対応を考えていきたいと思っております。

○吉川部会長 では、藤井先生。

○藤井委員 まず、先ほどの勘定をどの程度分けるのかという点に関しましては、事務局

から例が出されましたが、そもそもどの勘定のレベルまで分けて把握するかという問題は、当然制度設置の法律事項に沿うなり、経理で分けているという別のケースもあつたりしますので、きちんとした基準を作ってください、その上でどうなるかということで議論がございました。

また、実際にその基準により分類がどう変わるのかということでシミュレーションもしながら、いろいろ議論させていただきましたが、前回の委員会でお示しいただいたのは、2007年、2008年でしたか、単年度の数値に基づく結果だったと思います。

先ほど来出ておりますような制度の変更ですとか、民営化ですとか、やや取扱いが難しい問題がございまして、それらの扱いも含めまして分類の安定性や連続性という言葉がここに出てきておりますので、もう少し次回のときに具体的に御議論いただくということで、前回すべてについて結論的なものが出ていたわけではありません。

それから、金融機関の売上高のところは、今、事務局からお話ございましたように、難しい問題ですので、少し考えなければいけないということです。

この資料との関係で申し上げますと、財政統計整備の話は、まだしておりませんので、全体的な整合性の問題というのも前回の委員会でも多少地方の統計等の状況との関連で指摘がございましたが、議論というほどには至っておりませんでしたので、補足的に御報告いたします。

以上です。

○吉川部会長 ほかに、では、岩本委員どうぞ。

○岩本委員 大守委員がおっしゃられた一般政府のネットボローイングが一時的要因で振れているという話なんですけれども、今度の分類の見直しで少し変わってくるのが予想されまして、まだ結論を先取りするのは変かもしれませんけれども、道路公団の民営化の部分はこの形で入らない形になろうかと思えます。

また、国鉄と国有林野の方は、債務は継承されているのは歴然とした事実なので、これは仕方がないという可能性がありますが、ただ、国有林野と国鉄に赤字が随分あって、この段階で公的部門なのか一般政府なのかというのは、まだ詰め切れていないので、部門変わって一般政府になってから、実はこういうことが起こらなくなるという微妙な問題があるのかなと思います。

あと1点、財投から今、埋蔵金で入ってきている部分がここに計上されているのを、ここに出すのか出さないのかというのは、前に細かい点で議論をしたんですけれども、出資の引き揚げということの扱いをすれば、ここに入らないのではないかとこの話があつたんですけれども、それはこの場でなくてもいいんですが、専門委員会でもいいんですけれども、また教えていただければと思います。

○国民支出課長 今、おっしゃられた最後の点は、少し事務局でも検討しておりますので、いずれかの段階で御説明させていただきます。

○吉川部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、続いてF I S I Mについて御説明をお願いいたします。

○企画調査課長 それでは、同様に資料3の7ページ目をお開きいただきたいと思います。F I S I Mの導入というところがございます。

課題の内容・目標というところがございますが、基本計画におきましては、具体的な措置、方策に書いてございますように、現行は参考系列、参考試算値という形で公表させていただいておりますが、制度検証のための検討を行って、本系列へ移行するという内容を閣議決定の内容としております。

四半期導入につきましては、検討結果によっては本体系の移行後においても導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列と合わせて公表するなど、利用者に対する十分な説明が求められるといったところがございます。

今回、上の○に書いてございますが、F I S I Mにつきましては、統計委員会の前身の国民経済計算調査会議におきましても、数年にわたりまして検討いただきまして、既にその成果といたしまして、参考試算値という形で公表しております。

参照利子率とか対象機関の範囲等について整理するとともに、既存の公表にはない中間消費の配分、それから四半期別推計のほか、実質化の方法、現状におきましては、実質化の方法といたしましては、G D Pのデフレーターを使っておりますが、そうしたものの妥当性につきましても検討する必要があります。

更に、いかに計上したものを形として表章上で表わすかといったことも検討が必要となっております。

検討状況でございますが、○に書いてございますが、日本銀行さんに御協力いただきまして、意見交換の場を設置し、諸課題について今、検討を進めているところがございます。

今後の見通しでございます。まず、課題を整理した上で、先ほど申し上げた参照利子率、それからF I S I Mの対象商品・機関の範囲等の課題について考え方を整理いたしまして、スケジュール的には10月以降、来年度前半までに部会におきまして、課題ごとに段階的に内閣府の検討状況を御報告させていただこうかと思っております。

その上で、コモの推計、それから付加価値の推計に反映させてまいりたいと思っております。

以上です。

○吉川部会長 どうもありがとうございました。御意見をどうぞ。

作問委員、どうぞ。

○作問委員 これも国民経済計算調査会議時代に関わってきた問題ですけれども、基本計画ができるときに、国民経済計算部会に意見を言う機会を与えられた。そのときにF I S I Mに関しては問題があるから、確定的な書き方は基本計画には入れないでくれとお願いをしたのですけれども、統計委員会では更に無視して、かなり確定的な書き方をしている。本系列へ移行するというような確定的な書き方をしていることに非常に不満を感じております。統計委員会は国民経済計算部会を無視しているのではないかと思います。

F I S I Mについては、先ほど紹介がありましたように、参考試算値が現在、年報に出ております。だんだん時系列も蓄積しております、そろそろ暫定的に評価を与える時期になったのではないかと思います。そのことが議論されているかどうか知りませんが、評価を与える時期ではないかと思います。私の評価はもう出ておまして、使いものにならない。

グラフを書いてみればすぐわかりますけれども、名目F I S I Mというのは、金融機関が全然動かなかつた、働かなかつた時期に拡大します。上昇します。あれは金融機関のグロスアウトプットを図ったのではなくて、言わばベールアウトプットを図ったのではないかという気がいたします。要するに救済されて、金融機関の利潤が増えたことをそのまま反映してしまっているのではないかと思います。

実質F I S I Mの方は、あれは要するにストックです。預金残高とか貸出残高という、要するにストックの推計にすぎない。ストックが金融機関の活動だと言えるのかどうか。生産活動と言えるのだろうか。まず、この哲学がクリアされなければならぬわけですが、それでいいのかどうか。多分それではだめでしょう。金融機関の活動というのは、ストックに対応する部分だけ、ストックで説明できる部分だけではないと思いますので、実質化の方もだめだと思います。名目は、日本経済が多難の時代に盛り上がってしまっているということは、要するにデフレーターが変になっているということです。その辺からもF I S I Mの導入に関しては慎重にしてほしい。やめておいた方がいいのではないかと思います意見を申し上げておきます。

E Uその他では、93 S N Aに書いてあるままの唯一のレファレンスレートを使う方式というのは、まあだめだろうということになっていると思います。

その代替案として、レファレンスレートをマルチプルにするという方向が有力になってきていると思います。マルチプル・レファレンスレートというのは、レファレンスレートは世の中の唯一の利子率という考え方からして、全然最初の考え方を覆した考え方なんですけれども、要するにユーザーコストで行こう、それぞれの買い手ごとにユーザーコストが違うはずだから、レファレンスレートをブローアごとに、例えば貸出側で言うならば、ブローアごとに言う、レファレンスレートを変えて推計しようという方向、例えば住宅ローンだったらこのレファレンスレートという方向が有力になってきているようにも思えるんですけれども、まだ、全く正体がかめられないような案であるという印象もあります。

要するに、F I S I Mの取扱いにおいては非常に問題があるので、統計委員会はもっとしっかりしてほしいと思います。

○吉川部会長 では、事務局からお答えいただけますか。では、F I S I Mの導入に対する状況というのを御説明いただくことが必要かと思えます。

○企画調査課長 状況につきましては、こちらの本系列へ移行するというのは、これはあくまでも霞が関、行政側の意思決定である閣議決定の基本計画に書いてあるということでございますので、そこは御了解いただきたいと思います。

それから、やはり慎重であるべきだろうというようなお話は、まさにEUでも参照利子率一つを見てもいろいろな議論があるというところでありますが、ここは従来から帰属利子という表現で、今、計測している仲介サービスについて、やはり日本だけF I S I Mという形では導入していないということで、国際比較性が保たれないということでございますので、内閣府としては、やはりF I S I Mという形で本体系に導入したいと思っております。

あと、今、先生が幾つかEUの現状についてお話がありましたが、まさに、今、勉強しておるところでございまして、日銀さんともちょっと協力をしながら、できるだけ多くの人に受け入れられるような形で導入を進めていきたいと思っています。

○吉川部会長 一つだけ私の方からあれしますと、今の作間先生のお話だと、ここの部会のが無視されているというお話があったんですが、それはそういうことではなくて、今回の、今の先生の御発言もしっかり統計委員会の方にはお伝えします。

ただ、私が見ている限りでは、先生の御意見は、現時点では少数意見なんだろうと思います。ですから、そのことは決して先生の御意見をおとしめることにはならないので、ひょっとしたら先生が先見の明があったということになるかもしれない。現状はそういうことで、私にできることは、今日のこの部会でも先生からそういうウォーニングというか、そういう御意見があったということは、統計委員会の方にしっかりお伝えします。

どうぞ。

○作間委員 では、基本計画にこのような確定的な表現を入れるとき、どのような議論が統計委員会で行われたんですか。

○吉川部会長 それは、後日、事務方から説明していただきます。

藤井先生、何かございますか。

○藤井委員 吉川先生がおっしゃったことに関連した多少の経緯につきまして、補足させていただければと思いますが、F I S I Mを参考試算値として公表するかどうかで、前の委員会のときからもずっと議論がございました。内閣府の方でいろいろと御検討されて、とにかく数字を出してみるというご判断をされ、出してみた結果で、実際に使えるかどうか、更にはどこに問題点があるかを具体的に議論しようということ踏まえて今日に至っていると承知しております。ここに書いておられますように、制度検証のための検討を行うということで、まさにそれを進めておられるのだと思います。

もし、教えていただけるのであればということで、申し上げますと、その検討状況のところ、今までの2つについては審議状況のご報告がありましたが、今、この点について、諸課題について検討を開始されたその中の内容で教えていただけることがあれば、より検証が進んでいるということで議論も深まるのではないかと思いますので、もし、何かあればお願いできればと思ったわけでございます。今日が無理であれば、次回にとか、そのことの議論が必要だと思います。

○吉川部会長 事務局からありますか。

○分配所得課長 現在検討している状況でございますけれども、实际的に参照利子率 80 年代について問題があるという御議論があったわけですし、その辺について、そこら辺の適用がどのようにしてできるものなのかどうかというのを見ておりますし、例えば F I S I M の機関から F I S I M の機関に対して貸出が行われている場合がございます。そういった場合の扱いをどうしようとか、そういったことを含めながら見ております。

もう一つ、日銀さんとの検討の場ではまだ出ていないんですけれども、安定的に推移しているかどうかといった場合についても、前回の委員会以降の数字、委託研究とかを含めまして見ているという状況でございます。

○吉川部会長 よろしいですか。ほかに御意見とか、さらなる質問とかございますか。

それでは、続きまして、経済センサスに関係する見直しについて、これも資料 3 の該当箇所でしょうか。事務局をお願いいたします。

○企画調査課課長補佐 資料 3 の 8 ページをごらんいただければと存じます。

経済センサスにつきましては、今年の国民経済計算部会におきましても、経済センサスによって工業統計調査が、速報であります、それが使えなくなるという事態がありまして、その制度が S N A に対してどうなるかということをお議論いただいた経緯がございます。

こちらの方の S N A 部会で、なかなか制度が難しいのではないかと御議論があったかと思うんですけれども、それを統計委員会、基本計画が審議中でありましたので、基本計画部会というところに、その旨を報告し、それからまた政府部内の方で改めてそういう御要請を踏まえて、もう一度再整理ということをしたというのが、その後の状況でございます。それで最終的には昨年度の末、2月、3月ぐらいですけれども、経済センサスの当初の枠組みを変更いたしまして、今から申し上げるような内容に変更するというので、政府合意がなされまして、こういう経緯に至っている次第でございます。

それで、どういうふうになったかと申し上げますと、平成 23 年度に実施する経済センサス活動調査につきましては、結局、我々の S N A 部会の御審議等がありまして、そういう要請から当初に合意した計画をここに掲げられていますとおり、22 年の工業統計調査は 22 年末に実施ということで、これはある意味復活ということでございます。

それから、製造業を含む経済センサス活動調査につきましては、24 年 2 月、23 年の工業統計がその分ここに統合というか含まれて、若干 1 か月ぐらい実施時期が遅れて実施される。

それから、24 年の工業統計調査は、その後、24 年末に実施すると、こういう方向で政府の方で合意がなされております。

それで、結局、そういう経緯がございまして、従来の工業統計調査結果速報に相当する製造業の経済センサスの結果ということにつきましては、S N A の確報に間に合う時期までに提供するというので整理がなされたところでございます。

ということでございますが、私どもの方の課題ということを書かせていただきました。

経済センサス活動調査につきましては、工業以外の部分もございますし、あと、工業統計等は、やはり新たな調査ということもありますので、そういったところのデータをどのように使っていくか。

具体的に申し上げますと、24年の年末に公表される23年の確報あるいは次の年の23年の確々報というところが具体的には経済センサスの結果をどう使っていくかということの整理でございます。

あと、経済センサスの調査は、当初は22年が対象年でありましたけれども、実施時期が変更されたことに伴いまして、23年になりますので、そちらの方が直接使うのが産業連関表の対象年が同じように22か23年になる。それに伴って我が国民経済計算の方のベンチマークイヤーも変わらざるを得ないのではないかというような趣旨がもう一点目でございます。

もう一点が、24年については、こういう整理がなされたわけですがけれども、やはり難しい実施時期ということもございますので、かなり地方公共団体等とも政府の方から御相談させていただいて、当初の政府合意を、ある意味破棄した形で非常に御迷惑をかけたというところもあります。

それで、28年のところにつきましては、冬場の難しい時期というのは、そもそもこういう大きい調査をやるには不適切だろうということもありますので、次の経済センサスにつきましては、やはり元どおりのところで実施するところが望ましいだろうということで、そういったところを関係府省は経済センサスを中心とした産業関連統計の体系的整備を行うということとされております。

したがって、私どもの課題につきましては、当初、ここで議論されていたとおり、工業統計のという形が使えなくなるだろうということとございますので、具体的に言いますと、平成28年末の27年の確報推計時ということとございますが、こちらでは、やはり工業統計の結果速報が使えなくなるだろうということで、それを使わないような推計方法を構築しなければいけないということもございます。

あと、勿論、経済センサスの方でサービス業等の充実も図られるということで、そういった利用方法もございますが、いずれにしても、工業統計を中心に考えますと、ここが使えなくなるということが28年には訪れるということとございます。

8ページ目の中ほどから次のページにかけては、該当する部分の基本計画の記載内容でございます。

9ページ、10ページの方は、時間の関係もあるので概略的に申し上げますと、検討状況は、我が方につきましては、本年4月から有識者も参加いただいた形で研究会を開催しております。

28年のところに書かれていますが、代替推計をどうしようかということがもう一つの課題であります。これもイメージとしては、ここに掲げられていますけれども、推計の流れということで、現状ではコモディティー・フロー法、出荷額から始まっていたところが、

代替統計の第1番手としては、経産省の生産動態統計というものになるわけですが、それは産出という形になりますので、そういったところから、まず、出発点が変わってくるだろうということがございます。

ここの推計項目を見てまいりますと、出荷と産出は、今、申し上げたとおりでございますが、産出額につきましては、生産動態統計につきましては、金額の項目のほかは、金額ではなくて量の方になっているような調査事項がございますので、ここの単価をどうするかという問題が発生してまいります。

また、需要構造につきましては、現状の推計方法では輸出入を除いては固定しているわけですが、やはりそういったところは、より積極的な意味で中間消費を加味した形で配分率を変えていこうかなというところを考えております。

あと、在庫の関係につきましては、やはり現状、工業統計の原材料在庫とか仕掛品在庫あるいは製品在庫といったものを使っているわけですが、製品在庫につきましては、IIPの在庫指数というものがございまして、原材料在庫と仕掛品在庫につきましては、それに相当する統計はなかなか難しいということで、法人企業統計を使うことを念頭に置いております。

あと、中間投入につきましても、現状、工業統計の原材料使用額を使っておるわけですが、こちらでも代替するときは法人企業統計ではなかろうかということで、こういったようなイメージで代替推計というのを組み立てております。

注書きにつきましては、品目別に細かくなっていますので、非常に詳細な作業になりますという趣旨でございます。

10ページ、論点であります。代替推計のことを中心に書かせていただきますけれども、これも細かめに書いていますけれども、概略的に申し上げますと、まず、生産動態統計をベースにするということで品目が変わってまいりますので、それをどう考えていくかということ。

あと、先ほど申し上げましたけれども、生産量のみの品目を、どう単価を考えていくか。生産動態統計のカバーされていない品目、食品加工の一部等をどうするかという問題。

若干昨年議論でありましたとおり、制度が悪くなったところをどう考えていくか。前回は400品目程度のところで推計していったのを、細かくやるということで、ある程度どこまでカバーできるかということがございます。

あと、在庫推計はIIPのところを使っていこうと。

製造と工業の違いということで、産出額と出荷額の違い、在庫の関係が変わってくるということでございます。あと、時価消費とか受入れの扱いも細かく見ると問題になってまいります。

半製品と原材料在庫につきましては、先ほど申しましたとおり、法人企業統計の企業別のデータから品目別の推計をやっていかなければならない。そういったところも技術的には問題になってまいります。

付加価値推計の方ではありますが、こちらも基本的には法人企業統計の推移を使っていくということですが、経産省さんの方でつくっている延長表、それとも留意しながら参考にしつつ進めていきたいということ。

あと、企業統計と事業所産業の分離状況というのが、やはり問題になってくるかと思えます。

どうしても在庫と付加価値のところの関係、在庫推計が横方向では少し弱くなりますので、そこでうまく調整する方法がなかろうかということですが。

あと、24年のところの利用方法ということでは、基本的には経済センサスの結果ということを利用していくわけではありますけれども、やはり初めての調査ということもありますので、こちらの代替推計で若干時系列の推移を追っておいた方が無難ではなかろうかということですが。

こういった論点を勘案しつつ、今、何をやっているかと言いますと、代替推計で作業量が多いと見込まれる、一番大変な品目別の産出額推計とか在庫推計を整理させていただいている状況でございます。

今後の見通しではありますが、代替推計におきましては、品目ごとの推計方法を整理して、10月以降、こちらの部会にも御報告させていただければと存じます。

本年秋を目途に試算を行うためのシステム開発で第1段階目というのが、おおむねこちらで完了するかなと思っているんですが、それを更に品目分類、基準改定で若干品目分類の変化もございましたが、そういったものを留意した上で、来年3月ぐらいに代替推計の第1回目というのを出せればと思います。その試算結果もこちらに報告させていただければと思っております。

もう一つ、基本計画との関係もありますけれども、不足している情報等が多分あるものもあるだろうということで、そういった対応方法についても、来年春ごろをめどに部会に報告させていただければと考えております。

説明は、以上でございます。

○吉川部会長 どうもありがとうございました。どなたでも、御意見ございますか。

大守委員、岩本委員、まず、大守委員どうぞ。

○大守委員 代替推計ですけれども、主に生産動態統計と法人企業統計を使われるということで、そういうことだろうなと思いますが、特に在庫なんですけれども、法人企業統計の数字をそのまま膨らますと、多分GDPの変動のほとんどの変動を説明するような相当極端な状況になると思いますので、是非、断層修正も含めて、ノイズの処理というのをどういう形でやるか、これはなかなか難しいんですけれども、できるだけトランスペアレントに知恵を出してやっていただきたいと思います。

以上です。

○吉川部会長 岩本委員。

○岩本委員 抜本的な見直しということなので、抜本的なところで私の意見を申し上げた

いんですけれども、平成 28 年の方の経済センサス活動調査については、調査状況が最もよい時期ということで、要するに当初の計画のように 6 月とか、それぐらいの時期を想定されてこういう話になっていると思うんですけれども、雪国は確かに 2 月というのは非常に大変なんですけれども、日本全国を見た場合に、雪が問題にならない地域の方が圧倒的に多くて、GDP 規模になるかわかりませんが、8 割、9 割ぐらいは支障はないように思います。ちょっと寒いかもしれませんが、雪という問題は余りないような気がします。

そうすると、1 割、2 割のところの調査がうまくいかないことによって、全体がこれだけ大変なことになるという判断というのが果たして妥当なのかどうなのか、ちょっと疑問に思いますので、ここら辺りの事情をできればお伺いしたいと思います。

私の考え方としては、とりあえず、2 月に調査すると決めておいて、雪国の調査票は 4 月ぐらいに集まればよいということで、段階的に集めるということをやっていくというのがいい。雪国は確かに大変ですので、そのことも考慮した上で、ただ、センサスの目的としては、カレンダーイヤーでの生産活動をとらえるという、それをできるだけ早くとらえるという当初の目的にあったリーズナブルな考え方ではないかと思っております。

当初の計画をこういうふうに変えて、非常に不便な 2 月に策定されたことによって、地方の方で、非常に怒りがたまってしまって、時間については、そういうことはやりませんという形に追い込まれているのかもしれませんが、やはり統計をつくるという面から、いろんなアイデアを出して行って、少しでも御理解を求めるということは考えられないのかなという点が少し疑問に思いましたので、どういう状況になっているのかということをお伺いしたいです。

○吉川部会長 野村委員、どうぞ。

○野村委員 大きな流れとして、代替推計と、もう一つは 28 年に向けての検討ということが課題になるのかもしれませんが、代替推計自身だけでも非常に大きな課題であることは、今の御説明の中でもよくわかりますし、大きな課題だろうなど、非常に重要なことではありますが、平成 28 年に向けて、もう少し大きな議論を少し今から開始するような流れがあるのか、かつてのときに、今回の 23 年の調査に向けても、やはり何か議論不足があったような気がしました。

それは、経済センサスをどう見るかというものの見方の中で、必ずしも合意がなかったと、ビジネスレジスターを中心にするとか、あるいは投入構造をどう使うかという形の中での合意がなかった、見えていなかった部分が日本の統計システムの中にあったのかと思うんですけれども、いろいろな議論を統計委員会でもしてきて、ここでも勿論してきましたが、その中で、うっすら形として経済センサスと、うっすらではなくて基本計画に書かれているのかもしれませんが、経済センサスと加工統計の接合への道筋、それが生産と雇用の体系的な把握とか投資構造、資本構造もそうでしょうが、制度部門別生産勘定等も関わってくると思いますが、そういうものの中でどういう設計図を大きく書くのかという議

論は、やはり一方で進めておかなければいけないんだろうなと思いますが、それは代替推計とは一緒にはなかなか検討しづらいんだろうなと思いますが、その進行があるのであれば、それを御紹介していただきたいんですが、もしないのであれば、是非もう少し体系的な、加工統計側からの意見というものを整理しておくべきではないかと思うんですけども、検討をお願いします。

○吉川部会長 ほかにいかがでしょうか。

では、大守委員からは御意見というか、アドバイスがあったかと思いますが、岩本委員と野村から御質問があったと思います。

事務局からどうぞ。

○企画調査課課長補佐 大守先生の御指摘は、まさしくおっしゃるとおりなので、そこが頭の痛いところという、ちょっと答えになっていなくて申し訳ないんですけども、そういう状況だと思っております。

岩本先生の御指摘なんですけれども、2月調査というところが、どうしても年度の終わりということで、私の方から説明するのも少し気が引けるところがあるんですが、市町村系統の調査の場合、人事異動等もあるとか、お金の関係もあるので、どうしても2月というのは、かなり難しい事情があるようでございます。

ただ、もう一つ、現状の調査におきましても、どうしても企業決算と絡めて調査票の提出時期等が遅れがちだということもございますので、やはり冬場の調査というのは、そういう意味でも難しい事情が、調査実施部局中心とした検討ではあったと聞いております。

次の野村先生の話とも関連するのかもしれませんが、政府部内としては、28年というところは、これまで経済センサスの枠組みの方で従前の議論で決まった経緯というのも、いろんなことを配慮しつつ決まったという経緯もあるので、それを重視しつつも、資料3の方で恐縮でございますけれども、9ページの上の方から書かれていますが、結局、関係府省につきましては、産業関連統計の体系整備にこの調査を軸として取り組んでいこうということで議論させていただいておりまして、まさしくこちらは総務省さんの方が旗振り役で、そういう検討会、研究会というのも設けられております。

では、どういう中身にするかというのは具体化しているわけではないんですが、検討の端緒にはついたという状況でございます。

それで、野村先生の御指摘のような調査の体系的な話というのが、結局、そういったところで議論することになるのではなかろうかというふうに考えております。

○吉川部会長 よろしいですか。ほかにいかがですか。

それでは、時間もありますので、最後の議題ですが、一番初めに課長からも御説明があったんですが、8月24日に統計委員会が開かれるということで、それに向けて報告を出すということなんです、それについて資料5の説明をお願いいたします。

○企画調査課長 資料5をごらんいただきたいと思います。僭越ながら事務局の方で準備させていただきましたが、中間報告という形で、今回、8月24日の統計委員会に報告する

ために、ちょっと整理させていただいたものでございます。

基本的には、2つの構成からなっておりまして、1つ目は審議状況という形で、これまで私どもの方から説明させていただいた国民経済計算部会、財政・金融専門委員会、ストック専門委員会の検討状況をとということで、そうした報告を受けて審議を行っているということでございます。

平成17年基準改定に関する課題といったところでは、現状では審議状況は以下のとおりということで、大きく3つということで整理させていただいております。

(1)は先ほど私どもの方から説明させていただいた固定資本減耗の時価評価、それからPIMによる推計導入等ストック統計の整備の話。

(2)といたしまして、FISIMの導入の話でございまして、参照利子率、対象の範囲等、引き続き課題があり、段階的に審議する予定。

それから、公的部門の見直し、財政統計整備といったところでは、先週開催されたところでございますが、その主な議論につきまして整理させていただいて、内閣府からのさらなる検討結果の報告を踏まえまして、最終的に意見をとりまとめるということでございます。

なお、本日、ざっと私の方で、委員の皆様方から御意見をいただきましたが、まず、ストックにつきまして、土地を自然の土地、土地改良と分ける基準の明確化、それから土地についての国際比較ができない可能性があり、慎重に検討すべきではないか。

これにつきましては、引き続き専門委員会でも御議論があったところもございますので、今後も継続していくというところでございます。

公的部門の見直しにつきましては、過去の分類との関係をどう整理するのかという御指摘。それから、市場財と非市場財の総合生産する法人をどう整理するのかといったところの課題が指摘されたところでございます。

FISIMにつきましては、金融機関の実態を表わすのではなく、導入には慎重であるべきというような御意見をいただきましたし、また、FISIMにつきましては、まず、数字を出して使えるかどうか判断するといったところをベースに検討をすべきといったところを主な御意見として賜りましたので、この案に付け加えるところを少し整理させていきたいと思っております。

以上です。

○吉川部会長 ありがとうございます。何でも御意見がありましたら、どうぞ。

○作間委員 形式的な点なんですけれども、当面の進め方のところでは、FISIMに関してどこで議論するかということが書いてありませんので、専門委員会に下ろさずに、国民経済計算部会で直接議論するという意味ですか。

○吉川部会長 事務局、お願いします。

○企画調査課課長補佐 10月以降の話、実は下の方に書かれてはいますが、9月までに現委員の任期がすべて切れていきますので、10月以降は10月以降のメンバーで新たにど

ういう枠組みで進めるかということになると思いますけれども、基本的には国民経済計算部会というのがありまして、あと、ワーキンググループ等、専門委員会とかいろいろテーマによってはできるかもしれませんが、SNA部会で審議するという事実は間違いはないので、先生の御指摘に関してはSNA部会で御審議することになるとというのが今の答弁でございます。

○吉川部会長 よろしいですか。岩本委員どうぞ。

○岩本委員 先ほどの経済センサスの実施時期について、ちょっと蒸し返すようなんですけども、やはり基本的にその基礎統計を作成されておられる方々と、加工統計をつくっている側のニーズに大きなずれがあるかと思ったんですけども、具体的な事例で言いますと、暦年で売上高を書いてほしいと、ただし、中小企業で年度の決算にならないとわからないというふうなところに関してどうするのかということ、SNAの方からのニーズというのは、1月か2月に大体おおざっぱに書いてくださいというのが、こちらのニーズです。

基礎統計の中で統計を作成する場合は、売上高ですから正確に書いてくださいと、年度でわからなければ、3月まで待ちます、それで出しますと、その結果を待っているSNAの方はどうなるかが知ったことではありませんという形になっているように、さっきの話を聞いていてどうしても思えるんです。

ここで、この部会と、ほかの統計委員会の部会の間で認識と申しますか、考え方のギャップがあるのかなという気がして、私は統計委員会の親委員会の方とは関わりがありませんので、認識のギャップを何とか埋めていくような形に進んでいきたいと思うんですけども、言い方としては、何をSNAとしてはこのセンサスに求めているのかということ、それがこちらの方の時期の決定とかのところ、やはり伝わっていないのかなという気もしないでもないということ。

○作間委員 F I S I Mに関してもう一回、先ほどの発言でF I S I Mの参考試算値は時系列も蓄積しているから、そろそろ評価の時期に来ていると申し上げました。それで私なりの評価を申し上げました。その議論は全然発展しなかったんですけども、担当課長の方からも具体的な取扱いの問題をいろいろと考えているんだというお答えがありましたが、参考試算値の評価ということは一言も出ていないわけで、このF I S I Mのところに関して、段階的に審議する予定であると、ここは予定が書いてあるわけですけども、その予定の中に入れておいていただけませんか。

○吉川部会長 それは勿論結構なんではないでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

そうしましたら、確認ですが、資料5というのは、事務局の方で用意したたたき台なんです、これを基に8月24日の統計委員会に報告いたします。まだ日にちがありますので、今日、幾つかの点について、委員の皆様方から意見を出していただいたので、これを適宜事務局で修正していただいて、委員の先生方の御意見を反映した修正版をつくっていただ

いて、それで、それをメールなり何なり委員の先生方に見ていただいて、持ち回り承認ということですかね。そういうことで、一応、我々の部会として、この中間報告を承認するというので、それで8月24日に臨むということでもあります。それでいきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。そういう形でやらせていただけたらと思います。

そうしましたら、一応、以上で今日の議題は終わったということなんですが、事務局から何か今後のあれについてアナウンスメントがあれば、特にありませんかね。

では、これで本日の部会は終了ということにいたします。どうもありがとうございました。